

資 格 課 程 案 內

教 職 課 程

社会教育主事課程

学芸員養成課程

司 書 課 程

司書教諭課程

2016年度

明 治 大 学

資格課程の履修を始めるにあたっての注意事項

1. 大学卒業と資格取得の双方を考慮した履修計画を立てること。

各課程の資格取得条件として大学を卒業することが必要です。

例えば、学部の必修科目と取得を希望する課程の必修科目の時間割が重複することがあります。その場合などは、学部の必修科目の履修を優先する必要があります。

そのため、取得を希望する課程の必修科目が履修できず、卒業時に資格の取得ができない場合があります。さらに、複数の免許教科及び資格の取得を希望する場合は、修得する科目がさらに多くなりますので、一層困難となります。

また、所属する学部によっては、取得を希望する課程の一部の授業科目が、所属するキャンパスに開設していないことがあります。その場合、他キャンパスに開設する授業科目を履修することにより、時間割を組むのが難しくなることにも注意する必要があります。

2. 一部の授業科目については、履修前提条件があるので確認の上、履修すること。また、実習等については、通常の授業とは異なり学外で実施するので、そのことに十分留意すること。

資格課程の一部の授業科目では、事前に修得すべき科目（前提科目）が設定されていたり、ガイダンスの出席が必須となっているので注意してください。

また、実習については、遅刻・無断欠席・書類の未提出等により受入先に迷惑をかけるなど、実習に臨む心構えができていない学生に対しては、当該実習の履修を認めない場合があります（教職課程の介護等体験についても実習と同様の取り扱いになります）。

3. 各課程のガイダンス・オリエンテーション等の日程を確認の上、必ず出席すること。また、提出物は、締切期限までに必ず提出すること。

毎年、掲示板を見ていなかった等の理由で、ガイダンスやオリエンテーションを欠席したり、提出物を締切期限までに提出しない学生がいます。当然のことですが、このような場合、単位を修得できなかったり、資格を取得できないこととなります。

各課程の履修にあたっては、資格課程案内やシラバスを熟読し、各課程の行事・手続きがいつ頃あるかスケジュールを把握し、資格課程の掲示板で詳細な日時等を確認してください。

目 次

資格課程の履修を始めるにあたっての注意事項	1
-----------------------	---

教職課程

教職課程履修者へ	6
明治大学教職課程について	6
I 教育職員免許状について	7
II 本学で取得できる教育職員免許状	
1. 学部	8
2. 大学院	9
III 教職課程関係科目と履修方法	
教育職員免許状（一種）取得要件の概要	10
履修上の注意事項	11
教職課程履修プロセス（教員免許状取得まで）	12
1. 教職に関する科目について	14
2. 教科に関する科目について	16
3. 教科又は教職に関する科目について	17
4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 〔日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作〕	19
5. 教育実習	20
6. 教職実践演習	24
7. 介護等体験	25
IV 大学院生の免許状取得について	29
V 教育職員免許状の申請	31
VI 一括申請による教育職員免許状取得者数一覧表	32
VII 教員採用について	33
VIII 小学校教諭免許状の取得について	37
IX 学部（学科・専攻）別免許状の取得要件科目一覧	
1. 法学部	38
2. 商学部	44
3. 政治経済学部	50
4. 文学部 文学科 日本文学専攻・演劇学専攻・文芸メディア専攻	62
5. 文学部 文学科 英米文学専攻・ドイツ文学専攻・フランス文学専攻	66
6. 文学部 史学地理学科・心理社会学科	72
7. 理工学部	82
8. 農学部 農学科・農芸化学科・生命科学科	98
9. 農学部 食料環境政策学科	108
10. 経営学部	114
11. 情報コミュニケーション学部	128
12. 国際日本学部	134
13. 総合数理学部	140
X 研究科（専攻）別免許状の取得要件科目一覧	
1. 法学研究科 公法学専攻	146

2. 法学研究科 民事法学専攻	147
3. 商学研究科 商学専攻	149
4. 政治経済学研究科 政治学専攻	151
5. 政治経済学研究科 経済学専攻	154
6. 経営学研究科 経営学専攻	157
7. 文学研究科 日本文学専攻	160
8. 文学研究科 英文学専攻	161
9. 文学研究科 仏文学専攻	162
10. 文学研究科 独文学専攻	162
11. 文学研究科 文芸メディア専攻	163
12. 文学研究科 史学専攻	164
13. 文学研究科 地理学専攻	165
14. 文学研究科 臨床人間学専攻	166
15. 理工学研究科 応用化学専攻	167
16. 理工学研究科 基礎理工学専攻 (情報科学系)	167
17. 理工学研究科 基礎理工学専攻 (数学系)	168
18. 理工学研究科 基礎理工学専攻 (物理学系)	168
19. 農学研究科 農芸化学専攻	169
20. 農学研究科 農学専攻	169
21. 農学研究科 農業経済学専攻	170
22. 農学研究科 生命科学専攻	171
23. 情報コミュニケーション研究科 情報コミュニケーション学専攻	171
24. 教養デザイン研究科 教養デザイン専攻	172
25. 先端数理科学研究科 現象数理学専攻	172
26. 国際日本学研究科 国際日本学専攻	173

社会教育主事課程

I 社会教育主事の概要	177
II 社会教育主事課程関係科目と履修方法	
社会教育主事資格を得るために必要な科目及び単位数	178
社会教育主事課程の修了要件	178
履修上の注意事項	179
III 社会教育実習	180
IV 社会教育演習	181
V 社会教育主事課程に関する法令	182
VI 社会教育主事課程修了者数一覧表	184

学芸員養成課程

I 学芸員養成課程の目的	187
II 博物館・博物館法と学芸員	188
III 学芸員の資格	188
IV 学芸員養成課程関係科目と履修方法	
学芸員資格を得るために必要な科目及び単位数	189
学芸員養成課程の修了要件	189

履修上の注意事項	190
V 博物館学と博物館実習	191
VI 明治大学の博物館	192
VII 学芸員養成課程修了者数一覧表	194

司書課程

I 司書課程の概要	197
II 司書課程関係科目と履修方法	
司書資格を得るために必要な科目及び単位数	198
司書課程の修了要件	198
履修上の注意事項	199
III 図書館実習	200
IV 司書課程に関する法令	201
V 司書課程修了者数一覧表	202

司書教諭課程

I 司書教諭課程の概要	205
II 司書教諭課程関係科目と履修方法	
司書教諭資格を得るために必要な科目及び単位数	205
司書教諭課程の資格取得要件	205
履修上の注意事項	206
III 司書教諭課程に関する法令	207
IV 司書教諭申請者数一覧表	208

五課程共通事項

I 履修手続	211
II 試験	212
III 成績発表	213
IV 転科, 編入, 学士入学生等に対する注意事項	214
V 留学する場合の注意事項	215
VI 科目等履修生	216
VII 証明書の発行	218
VIII 資格課程事務取扱い場所について	
場所・取扱時間/掲示/ホームページ	219
IX 実習(指導)室, 課程室	
1. 教育実習指導室	221
2. 社会教育主事課程室	222
3. 学芸員養成課程実習室	223
4. 司書課程・司書教諭課程室	224
X 明治大学キャンパス及び資格課程事務室案内	
1. 駿河台キャンパス	225
2. 和泉キャンパス	226
3. 生田キャンパス	227
4. 中野キャンパス	228

教職課程

教職課程履修者へ

教職課程は、戦前の師範学校を中心とした「閉鎖的」教師養成システムに代わる「開放制」教師養成システムとして、戦後教育改革の重要な柱の一つとして創設されました。これは、広い教養と深い学問的な素養を持つとともに、型にはまらず豊かな人間性と個性を持った教師を、大学教育を通じて養成することを目的とするものです。

本学の教職課程では、中学校と高等学校の教育職員免許状を取得することができます。そのためには、この後詳しく述べるように、各学部卒業に必要な単位のほかに、様々な所定の科目を修得し、2～3週間にわたる中学あるいは高等学校での教育実習を完了しなければなりません。さらに、中学校教師の免許状を取得する場合には、特別支援学校や社会福祉施設での7日間の「介護等の体験」が必要です。卒業に必要な単位に加えて、こうした要件をクリアーすることは決して容易なことではありません。しかし、教師という仕事の専門性と社会的な責務の重要さからみて、その基礎資格（免許状）を取得するために、それ相応の意欲と粘り強い努力が求められるのは、ある意味では当然ともいえることです。

近年の中学校・高等学校の厳しい教員採用状況にもかかわらず、本学では、毎年多くの卒業生が難関を切り拓いて教職に就いています。現在、全国の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で活躍している本学出身の教師は5,000名をはるかに超えています。

今、学校現場は、専門的な力量と人間的な魅力を豊かにそなえた、子ども・青年とともに生きる教師を強く求めています。皆さんの中から、こうした教師への道をめざす人が一人でも多く生まれ、その夢をかなえられることを心から期待しています。

明治大学教職課程について

明治大学は、学長の下に、「明治大学資格課程委員会」（委員長：教務部長）を設置し、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程（これらを「資格課程」という）の充実改善と全学的運営にあたっている。

資格課程委員会では、資格課程の教育の計画・立案に関する事、教育（実習を含む）の実施に関する事、科目の履修・単位認定等に関する事、課程の認定等の申請に関する事、予算・施設の整備拡充に関する事などが審議される（明治大学資格課程委員会規程）。つまり、資格課程委員会は、明治大学がその名前で授与する資格に責任を持つための組織である。教職課程については、資格課程委員会に教職課程専門部会がおかれ、全学的な課題の検討・連絡・調整を行う。

教職課程は、資格課程委員会を構成する課程のひとつとして本学の教員養成を担当する部署であり、以下のことがらに責任を持つ。

1. 教育職員免許法に基づき、独自のカリキュラムを組む。
2. それら科目の試験実施、成績評価、単位認定を行う。
3. 教育実習や介護等体験を実施する条件を設定する。
4. 科目等履修生の選抜を実施する。
5. 教員免許状を一括申請する。
6. その他、教員養成に係わる個々のケースについて審議、決定する。

I. 教育職員免許状について

1. 教育職員免許状とは

幼稚園・小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の教員として児童又は生徒を指導する職務を行うためには、教育職員免許法に基づく、それぞれの学校種や担当教科に対応した教育職員免許状を取得する必要があります。この免許状取得のための資格を付与する教育が教員養成であり、原則的には大学において行われることになっています。(後述のように、免許状は都道府県教育委員会によって交付されます。)大学において教員養成を担っているのは、国立大学教育学部をはじめとする、教員養成を専門とする学部学科と、文学部や政治経済学部や理工学部など一般の学部在籍しながら教職をめざす学生を対象とする教職課程が主たるものです。教員養成を目的としない一般大学の教職課程は、その履修生が所属するそれぞれの学部学科における専門的な知識・技能の修得に加えて、教育学・心理学関係の「教職に関する科目」を履修することで、専門的知見の深い教師が生まれることを期待されていると言えます。

このような教職課程は、当該大学の学部・学科ごとに、それぞれに関連する科目の免許資格を取得させるのに適当か否かについて、文部科学省の厳しい審査を経て開設が認定(これを課程認定という)されます。明治大学の教職課程は、すべての学部で教育職員免許状取得資格の付与が認定されており、それらの免許状の種類及び教科は、本書8, 9ページに示す通りです。

なお、2007(平成19)年の教育職員免許法の改正により、2009(平成21)年4月以降に交付される教育職員免許状は10年間の有効期限付きとなっています。

2. 免許状取得にあたっての留意点

明治大学の教職課程において取得できる免許資格は、それぞれの学部・学科ごとに認定された教科の中学校および高等学校の一種免許状と、大学院に在籍して所定の単位を修得して認められる専修免許状です。本書8, 9ページの表にあるように、学部・学科によっては、複数の教科の免許資格が可能なケースもあり、また、単一の教科のみ認定されているケースでも、中学校と高等学校の免許資格を取得することが可能です。

後にも触れるように、1教科について中・高の免許資格を同時にめざすことは比較的容易です。また、所属する学科等に認定されている複数の教科の免許取得に取り組むことも不可能ではありませんが、修得すべき単位がかなり多くなるので、周到的な計画を立てての履修が必要です。今後の教員採用動向を見通すと、中学および高校の課程を一貫するタイプの学校が私立だけでなく公立でも増えてゆく中で、そこでの指導を担当し得る中・高両方の免許をもつ教員の需要が高まることが予想されます。また、「地理歴史」と「公民」両方の教科を担当できる教員が求められることも多くあります。したがって、教職を第一の進路とする場合には、可能であれば、複数の校種や教科の免許資格取得を目指すことが望ましいといえます。

Ⅱ. 本学で取得できる教育職員免許状

1. 学 部

本学において取得できる教育職員免許状の種類と教科は次表のとおりです。取得できる免許状は、所属学部・学科（専攻）により決められています。原則として決められた教科以外の免許状を取得することはできません。

学部・学科等		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
法学部	法律学科	社 会	地理歴史・公民
商学部	商学科	社 会	地理歴史・公民・商業
政治経済学部	政治学科 経済学科 地域行政学科	社 会	地理歴史・公民
文学部	文学科 ^(注) (日本文学専攻)	国 語	国 語
	(演劇学専攻)	国 語	国 語
	(文芸メディア専攻)	国 語	国 語
	(英米文学専攻)	外国語 (英語)	外国語 (英語)
	(ドイツ文学専攻)	外国語 (ドイツ語)	外国語 (ドイツ語)
	(フランス文学専攻)	外国語 (フランス語)	外国語 (フランス語)
	史学地理学科	社 会	地理歴史・公民
	心理社会学科	社 会	公 民
理工学部	電気電子生命学科	数 学	数 学
	機械工学科	数 学	数 学
	機械情報工学科	数 学	数学・情報
	建築学科	数 学	数 学
	応用化学科	理 科	理 科
	情報科学科	数 学	数学・情報
	数学科	数 学	数 学
	物理学科	数学・理科	数学・理科
農学部	農学科	理 科	理科・農業
	食料環境政策学科	社 会	地理歴史・公民・農業
	農芸化学科	理 科	理科・農業
	生命科学科	理 科	理 科
経営学部	経営学科 会計学科 公共経営学科	社 会	地理歴史・公民・商業
情報コミュニケーション学部	情報コミュニケーション学科	社会・外国語 (英語)	公民・外国語 (英語)・情報
国際日本学部	国際日本学科	社会・外国語 (英語)	地理歴史・公民・外国語 (英語)
総合数理学部	現象数理学科	数 学	数 学
	先端メディアサイエンス学科	—	情 報
	ネットワークデザイン学科	—	情 報

注：文学部の学生は、専攻ごとに取得できる免許状の教科が定められていますが、他専攻の免許状の教科についても、当該専攻が許可する場合に限り、取得することができます。(詳細については、文学部事務室に確認してください。)

2. 大 学 院

本大学院において取得できる教育職員免許状の種類と教科は次表のとおりです。取得できる免許状は、所属研究科・専攻により決められています。

研究科・専攻		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
法学研究科	公法学専攻 民事法学専攻	社 会 社 会	公 民 地理歴史・公民
商学研究科	商学専攻	社 会	公民・商業
政治経済学研究科	政治学専攻 経済学専攻	社 会 社 会	地理歴史・公民 地理歴史・公民
経営学研究科	経営学専攻	社 会	公民・商業
文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 仏文学専攻 独文学専攻 文芸メディア専攻 史学専攻 地理学専攻 臨床人間学専攻	国 語 外国語（英語） 外国語（フランス語） 外国語（ドイツ語） 国 語 社 会 社 会 社 会	国 語 外国語（英語） 外国語（フランス語） 外国語（ドイツ語） 国 語 地理歴史 地理歴史 公 民
理工学研究科	応用化学専攻 基礎理工学専攻 （情報科学系） （数学系） （物理学系）	理 科 数 学 数 学 理 科	理 科 数 学 数 学 理 科
農学研究科	農芸化学専攻 農学専攻 農業経済学専攻 生命科学専攻	理 科 — 社 会 理 科	理 科 農 業 公 民 理 科
情報コミュニケーション研究科	情報コミュニケーション学専攻	社 会	公 民
教養デザイン研究科	教養デザイン専攻	社 会	公 民
先端数理科学研究科	現象数理学専攻	数 学	数 学
国際日本学研究科	国際日本学専攻	外国語（英語）	外国語（英語）

Ⅲ. 教職課程関係科目と履修方法

教育職員免許状（一種）取得要件の概要

一種免許状の取得要件は、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」により定められています。本学における免許状取得要件は次のとおりです。（詳細は各項目のページで確認してください。）

- ① 学士の学位を取得すること。（卒業すること。）
- ② 教育職員免許法に定める科目を所定の必要単位数以上修得すること。

教育職員免許法に定める科目	本学における必要単位数	
	中学校	高等学校
教職に関する科目	33	27
教科に関する科目	20	20
教科又は教職に関する科目	6	12
合計	59	59

「教職に関する科目」……………教師としての資質向上を目的とした科目

「教科に関する科目」……………教師になって担当する具体的な教科の知識修得を目的とした科目

「教科又は教職に関する科目」……教師としての得意分野づくりや個性の伸長を進めることを目的とした科目

（注）教育職員免許状（一種）を取得するための必要単位数について

教育職員免許法により、「教職に関する科目」の最低必要単位数は中学校が31単位、高校が23単位、「教科又は教職に関する科目」の最低必要単位数は中学校が8単位、高校が16単位と定められていますが、本学の場合、「教職に関する科目」については中学校は33単位、高校は27単位修得しなければなりません。「教職に関する科目」の法定最低単位数を超えた単位（中学校2単位、高校4単位）は、「教科又は教職に関する科目」の法定最低単位数（中学校8単位、高校16単位）に含めることができるので、本学の場合、「教科又は教職に関する科目」については中学校は6単位、高校は12単位修得すれば、「教科又は教職に関する科目」の必要単位数を満たすことになります。

- ③ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を所定の必要単位数以上修得すること。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	本学における必要単位数	
	中学校	高等学校
日本国憲法	2	
体育	2	
外国語コミュニケーション	2	
情報機器の操作	2	

- ④ 介護等の体験を行うこと。（中学校教諭免許状取得の場合のみ）

中学校教諭の免許状を取得するためには、平成10年4月1日施行の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」にもとづき、省令が定める特別支援学校及び社会福祉施設での7日間以上の「介護等体験」が義務づけられています。

履修上の注意事項

1 履修開始年次について

- (1) 教職課程は、1年次から履修（登録）できます。
- (2) 教職課程の科目は、科目ごとに履修開始年次が決まっていますので、注意してください。

2 履修方法について

教職課程については段階を追ってカリキュラムを展開するので、できるだけ、それぞれの科目の履修開始年次に履修するようにしてください。

3 他のキャンパスに開設している授業科目の履修について

教職課程の「教職に関する科目」「共通講座」及び「教科又は教職に関する科目」については、原則として所属するキャンパスによる履修制限がありませんので、他のキャンパスで開設されている科目も履修することができます。

4 他の課程との共通科目の扱いについて

複数の課程にある同一名称の科目は、原則として各課程共通で使用できます。重複しての履修はできません。

なお、教職課程の履修開始前に修得した科目であっても、その単位は認められます。

◆ 履修方法は、所属する学部・学科（専攻）ごとに異なります。

以下のページを熟読し、間違いのないように履修してください。

法学部	・・・・・・・・	38	～	42	ページ
商学部	・・・・・・・・	44	～	49	ページ
政治経済学部	・・・・・・・・	50	～	60	ページ
文学部	・・・・・・・・	62	～	80	ページ
理工学部	・・・・・・・・	82	～	96	ページ
農学部	・・・・・・・・	98	～	113	ページ
経営学部	・・・・・・・・	114	～	127	ページ
情報コミュニケーション学部	・・・・	128	～	133	ページ
国際日本学部	・・・・・・・・	134	～	139	ページ
総合数理学部	・・・・・・・・	140	～	144	ページ

教職課程履修プロセス（教員免許状取得まで）

（例 1年次から履修開始の場合）

学年	主な教職関係科目の履修	介護等体験 (中学免許取得者は必須)	教育実習	事務手続
1年	教職入門 教育基礎論 教育心理学 教育行政学 学校の制度と経営 特別支援教育概論 日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	登録ガイダンス (10月) 体験費用の納入 (11月中旬～) テキストの購入 (10月下旬) 原票の提出 (11月下旬) 麻疹抗体価検査の受検 (11月下旬～1月下旬)		教職課程ガイダンス (4月) 履修料納入・履修登録 (4月)
2年	授業デザイン論 道德教育の理論と実践 福祉と社会教育	事前指導 (4月上旬) 定期健康診断の受診 (4月) 体験先決定及び (6月) 個人票の提出 介護等体験 (5月～翌年3月) ※5月から6月中旬までの介護等体験については、直接学生に連絡します。		履修登録 (4月)
3年	教育課程論 教科教育法 特別活動論 教育の方法と技術 生徒・進路指導論 教育相談の理論と方法 教育実習Ⅰ		登録ガイダンス (4月) 登録票の提出 (5月) 履修登録クラス確定 (6月) 教育実習オリエンテーションⅠ (9月) 教育実習Ⅰ 「事前指導」開始 (秋学期) 教育実習オリエンテーションⅡ (12月) 原票の提出及び面接 (1月)	履修登録 (4月)
4年	教育実習ⅡA・ⅡB 教職実践演習(中・高)		教育実習ⅡA・ⅡB 「事前指導」(春学期) 教育実習ⅡA・ⅡB 「学校現場実習」 春学期(5月上旬～7月下旬) 秋学期(8月下旬～11月下旬) 教育実習ⅡA・ⅡB 「事後指導」 春学期(6月下旬～7月下旬) 秋学期(10月下旬～12月上旬)	履修登録 (4月) 一括申請ガイダンス及び予備登録手続 (5月上旬) 一括申請確認説明会及び本申請手続 (10月頃) 免許状交付 (3月26日)

注1：主な教職関係科目の学年は履修開始年次を示す。

注2：介護等体験及び教育実習に関するスケジュールは、今後変更になる可能性があるため、掲示に注意すること。

＜教師として必要な専門的力量を自覚的に鍛えるためのカリキュラム＞

1～2年次（年次はめやす）

A. 自ら学び、自分の世界を構成し、知的活動のスタイルをつくる社会的視座の形成

- ① 自ら学ぶ力（習慣）を身につけ、自分の世界を深め広げる ＝教育基礎論（1年次から）
現代の教育の課題を認識しつつ、教育の基礎であるポジティブな学習観を形成する自己形成としての教育（ビルドアップ）を通じて、教育への情熱と志を育てる読書習慣（最低週2冊以上）、研究会主催能力をつける
- ② 社会的・民主主義的視座で教育と教師を捉える力＝**教職入門、教育行政学、学校の制度と経営**（1年次から）
現代の教育と教師を、広い歴史的社会的視野の中で捉えなおし、民主主義的な社会をつくる主体としての認識と行動を学ぶ。教育と教師をめぐる現実の社会的問題に対する目を開く

B. 他者と自己に関わる力の形成

自分とは異質な他者に積極的に関わり、自己と他者の固有な世界をすり合わせ、互いの中に新しい意味が生まれるようなクリエイティブな関係性をつくる力の形成を目指す

- ① 発達を通じて他者と自己に関わる力 ＝教育心理学（1年次から）
発達のながめる力 特別支援教育概論（1年次から）
自己をコントロールする力、共感力 福祉と社会教育（2年次から）
- ② 公共性と倫理に関わる認識力 ＝道徳教育の理論と実践（2年次から）

↓
介護等体験

3～4年次（年次はめやす）

A. 教師としての当事者能力の形成

学校組織の中で責任を担う教師の仕事を知り、実習へ向けて課題意識を鮮明にする

- ① 他者のアイデンティティ形成を助け、援助的に関わる視点を養う ＝生徒・進路指導論、特別活動論、教育相談の理論と方法（3年次から）
- ② 学校組織の特質と役割の理解 ＝教育法（2年次から）
教育実習に向けて、社会的組織としての学校を理解する
- ③ 教科運営の基礎的方法を見直す力、「教える」力 ＝授業デザイン論（2年次から）
＝教科教育法（3年次から）
- ④ 学びあう関係をつくる力と技術 ＝教育課程論（3年次から）
カリキュラムを構成する力 ＝教育の方法と技術（3年次から）

B. 教育実践力を高める

学校現場で教師の仕事を経験し自分の課題を見つける

＝教育実習Ⅰ（3年次）、教育実習ⅡA・ⅡB（4年次）

C. 教育実習体験を踏まえ、教職課程の全カリキュラムの学習を再確認し、統合する

＝教職実践演習（中・高）（4年次）

すべての授業における教育方法を通じて、経験を言語化する力、読書力、ディスカッション能力、プレゼンテーション能力、場の運営力を鍛える。

1. 教職に関する科目について

『教職に関する科目』については、「教職に関する科目」の一覧表 (p.15) にしたがって、**中学校教諭一種免許状**を取得する場合は33単位以上、**高等学校教諭一種免許状**を取得する場合は27単位以上を修得しなければなりません。取得する免許状の学校種・教科により、条件科目(必修科目、選択必修科目)が異なりますので、間違いのないように履修してください。以下、特に注意が必要な事項について記します。

◆ 各教科の「教科教育法」及び「授業デザイン論」について

所属する学部・学科(専攻)により履修できる科目が定められているので注意してください。(詳細は、「IX. 学部(学科・専攻)別免許状の取得要件科目一覧」(pp.38~144)を参照してください。)

◆ 「道德教育の理論と実践」について

「道德教育の理論と実践」は、中学校教諭一種免許状取得要件上のみ、「教職に関する科目」として計上されます。(高等学校教諭一種免許状取得要件上では、「教科又は教職に関する科目」として計上されません。)

◆ 「教育実習Ⅰ」「教育実習ⅡA」及び「教育実習ⅡB」について(詳細は、pp.20~23参照)

(1) 履修年次

原則として、3年次に「教育実習Ⅰ」を、4年次に「教育実習ⅡA」又は「教育実習ⅡB」を履修します。

(2) 免許種ごとに履修が必要な教育実習科目

取得する免許状	教育実習の必要修得単位数	授業科目「教育実習」の履修方法
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状の 両方を取得する場合	5単位	教育実習Ⅰ(1単位)…必修 教育実習ⅡA(4単位)…必修
中学校教諭一種免許状のみ 取得する場合	5単位	教育実習Ⅰ(1単位)…必修 教育実習ⅡA(4単位)…必修
高等学校教諭一種免許状のみ 取得する場合	3単位	教育実習Ⅰ(1単位)…必修 教育実習ⅡA(4単位) } いずれか1科目 教育実習ⅡB(2単位) } を選択必修

(3) 履修条件

「教育実習ⅡA」及び「教育実習ⅡB」は、教職課程全体の履修を計画的、意欲的に進めていると認められる4年次以上の学生のうち、「教育実習Ⅰ」の1単位及び「教科教育法(授業デザイン論を含む)」の4単位以上を含んだ『教職に関する科目』を19単位以上修得した者のみが履修できます。

◆ 卒業単位への算入について

『教職に関する科目』を卒業単位に算入できるか否かは学部により異なります。(詳細は、学部の「履修案内」及び「資格課程シラバス」で確認してください。)

▽ 「教職に関する科目」の一覧表 (2016年度入学者用)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		科目 コード	授業科目	単位	履修開始 年次
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	A	教職入門	2	1年
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	B	教育基礎論	2	1年
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	C	教育心理学	2	1年
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	D	教育行政学 学校の制度と経営	2 2	1年 1年
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	E	教育課程論	2	3年
	・各教科の指導法 ※ 取得する免許の学校種・教科の教科教育法及び授業デザイン論を修得すること。 詳細は各学部のページに記載。	F	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	3年
			社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3年
			社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	3年
			社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3年
			国語科教育法Ⅰ	2	3年
			国語科教育法Ⅱ	2	3年
			英語科教育法Ⅰ	2	3年
			英語科教育法Ⅱ	2	3年
			独語科教育法Ⅰ	2	3年
			独語科教育法Ⅱ	2	3年
			仏語科教育法Ⅰ	2	3年
			仏語科教育法Ⅱ	2	3年
			数学科教育法Ⅰ	2	3年
			数学科教育法Ⅱ	2	3年
			理科教育法Ⅰ	2	3年
			理科教育法Ⅱ	2	3年
			商業科教育法Ⅰ	2	3年
			商業科教育法Ⅱ	2	3年
			農業科教育法Ⅰ	2	3年
			農業科教育法Ⅱ	2	3年
			情報科教育法Ⅰ	2	3年
			情報科教育法Ⅱ	2	3年
			授業デザイン論(国語)A	2	2年
			授業デザイン論(国語)B	2	2年
			授業デザイン論(英語)A	2	2年
			授業デザイン論(英語)B	2	2年
			授業デザイン論(独語)A	2	2年
			授業デザイン論(独語)B	2	2年
			授業デザイン論(仏語)A	2	2年
			授業デザイン論(仏語)B	2	2年
			授業デザイン論(数学)A	2	2年
			授業デザイン論(数学)B	2	2年
授業デザイン論(理科)A	2	2年			
授業デザイン論(理科)B	2	2年			
・道徳の指導法	G	道徳教育の理論と実践	2	2年	
・特別活動の指導法	H	特別活動論	2	3年	
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	I	教育の方法と技術	2	3年	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	J	生徒・進路指導論	2	3年
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	K	教育相談の理論と方法	2	3年
教育実習		L	教育実習Ⅰ	1	3年
			教育実習ⅡA	4	4年
			教育実習ⅡB	2	4年
教職実践演習		M	教職実践演習(中・高)	2	4年

2. 教科に関する科目について

『教科に関する科目』は、原則として、所属学部開設されています。卒業要件単位に含まれると同時に、免許状取得のための単位として使用できます。

所属する学部・学科（専攻）ごと、取得を希望する免許状の種類・教科ごとに定められています。履修にあたっては、次の2点を満たす必要があります。

- ① 条件科目（必修科目，選択必修科目）を修得すること。
- ② 1教科ごとに指定科目から20単位以上を修得すること。
*ただし，中学校・高等学校及び2つ以上の免許教科に共通の科目は，両方に使用できます。

注：条件科目は、一般的包括的な内容（その学問領域を網羅し、特定の領域に偏っていない）を含んでいます。（農学部及び国際日本学部の条件科目の一部は一般的包括的な内容を含んでいません。）

3. 教科又は教職に関する科目について

原則として、下表の科目から、中学校教諭一種免許状を取得する場合は6単位以上、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は12単位以上を修得しなければなりません。

ただし、『教職に関する科目』及び『教科に関する科目』の修得単位数が、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得するための最低修得単位数を超えた場合には、その単位を『教科又は教職に関する科目』の単位数に含めることができます。(次ページ『「教科又は教職に関する科目」の取り扱いについて』を参照してください。)

▽ 「教科又は教職に関する科目」の一覧表

授業科目	単位	履修開始年次	備考
道徳教育の理論と実践	2単位	2年	高校免許のみ
教育法Ⅰ	2単位	2年	法学部開設 法学部開設 文学部開設 文学部開設
教育法Ⅱ	2単位	2年	
教育学A	2単位	1年	
教育学B	2単位	1年	
青年心理学	2単位	1年	
特別支援教育概論	2単位	1年	
教職特論A	2単位	3年	
教職持論B	2単位	3年	
生涯学習概論	4単位	1年	
社会教育課題研究	4単位	3年	
社会教育計画A	2単位	2年	
社会教育計画B	2単位	2年	
ジェンダーと教育A	2単位	2年	
ジェンダーと教育B	2単位	2年	
現代の子どもと社会教育	2単位	2年	
環境問題と社会教育	2単位	2年	
福祉と社会教育	2単位	2年	
児童サービス論	2単位	2年	
学校経営と学校図書館	2単位	2年	司書教諭課程科目
学校図書館メディアの構成	2単位	2年	
学習指導と学校図書館	2単位	2年	
読書と豊かな人間性	2単位	2年	
情報メディアの活用	2単位	2年	

- ◆ 『教科又は教職に関する科目』は、「教育法Ⅰ」、「教育法Ⅱ」、「教育学A」及び「教育学B」を除き、学部の卒業単位数に算入することができません。
- ◆ 法学部で開設している「教育法Ⅰ」及び「教育法Ⅱ」は、所属学部で履修登録をしてください。(法学部以外の学生がこの科目の履修を希望する場合、他学部履修になります。)
- ◆ 文学部で開設している「教育学A」及び「教育学B」は、所属学部で履修登録をしてください。(文学部以外の学生がこの科目の履修を希望する場合、他学部履修になります。)
- ◆ 「道徳教育の理論と実践」は、高等学校教諭一種免許状取得要件上のみ『教科又は教職に関する科目』として計上されます。(中学校教諭一種免許状取得要件上は、『教職に関する科目』として計上されます。)
- ◆ 『教科又は教職に関する科目』については、次の履修制限があります。
 - ① 社会教育主事課程を履修していない者が、『教科又は教職に関する科目』として設置されている社会教育主事課程科目を履修する場合は、**修得単位の上限を8単位とします。**
 - ② 司書教諭課程を履修していない者が、『教科又は教職に関する科目』として設置されている司書教諭課程科目を履修する場合は、**修得単位の上限を4単位とします。**

「教科又は教職に関する科目」の取り扱いについて

「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」のそれぞれ最低修得単位数を超えた単位については、免許申請の際に「教科又は教職に関する科目」の単位として計上することができます。ただし、計上できる単位数は、学校種及び免許教科によって異なります。計上する場合は、それぞれの学校種及び免許教科ごとに必要単位数を集計した上で判断しなければなりません。（下記例参照。）

* 例 * * * * *
ある学生が免許ごとに単位を集計したところ、次の表のような単位数になった。

	中学校一種免許状「社会」	高等学校一種免許状「地理歴史」
教 職 に 関 する 科 目	35 (33)	27 (27)
教科又は教職に関する科目	2 (6)	4 (12)
教 科 に 関 する 科 目	45 (20)	20 (20)
合 計 単 位 数	82 (59)	51 (59)

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

* * * * *

1 社会の免許状を取得する場合

「教職に関する科目」の余った単位（2単位）と、「教科に関する科目」の余った単位（25単位）を「教科又は教職に関する科目」として計上することができますので、新たに「教科又は教職に関する科目」の単位を修得する必要はありません。

2 地理歴史の免許状を取得する場合

「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」ともに余っている単位がないため、「教科又は教職に関する科目」を残り8単位以上取得しなければなりません。なお、社会の免許状で余った単位を、地理歴史の免許状に回すことはできません。

	中学校一種免許状「社会」	高等学校一種免許状「地理歴史」
教 職 に 関 する 科 目	35 (33) ↓ 2	27 (27) ↓ 0
教科又は教職に関する科目	2 (6) ↑ 25	4 (12) ↑ 0
教 科 に 関 する 科 目	45 (20)	20 (20)
合 計 単 位 数	82 (59)	51 (59)

27単位計上可能
計上可能な単位なし

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

※ 矢印内の数字は、「教科又は教職に関する科目」に回せる単位数を示している。

社会の免許状で余った単位を地理歴史の免許状に回すことはできません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

[日本国憲法, 体育, 外国語コミュニケーション, 情報機器の操作]

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目である「日本国憲法」, 「体育」, 「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」に該当する科目は, 学部(学科)ごとに定められています。

所属する学部(学科)が指定する科目から, それぞれ2単位修得しなければなりません。

所属している学部(学科)が指定していない科目は, 免許取得要件単位として計上できませんので, 間違えないようにしてください。

1. 「日本国憲法」に該当する科目を2単位修得すること。
2. 「体育」に該当する科目を2単位修得すること。
3. 「外国語コミュニケーション」に該当する科目を2単位修得すること。
4. 「情報機器の操作」に該当する科目を2単位修得すること。

◆ 所属している学部(学科)が指定する科目については, 本書「Ⅸ. 学部(学科・専攻)別免許状の取得要件科目一覧」(pp.38~144)の各学部のページに記載されています。

◆ 免許法施行規則に定める科目である「日本国憲法」については, 学部によって, 共通講座の「日本国憲法」を使用しています。履修方法等については「資格課程シラバス」を参照してください。

▽ 共通講座

科目区分	授業科目	単位	履修できる学部										
			法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2				○	○			○		○	

注1: 表中○印の付いている学部の学生が履修できます。

注2: 履修開始年次は1年次からです。

注3: 理工学部の学生が, 自学部開設科目である「法学A(日本国憲法)」を履修する場合の履修開始年次は, 3年次となります。

◆ 免許法施行規則に定める科目である「外国語コミュニケーション」については, 学部によって, 「学部間共通外国語」を使用しています。履修方法等については「学部間共通外国語シラバス」を参照してください。

◆ 免許法施行規則に定める科目である「情報機器の操作」については, 学部によって, 「情報関係科目」を使用しています。履修方法等については「情報関係科目シラバス」を参照してください。

5. 教育実習

(1) はじめに

教育実習は、①大学における実習ガイダンスの出席，②「教育実習Ⅰ」及び「教育実習ⅡA・ⅡB」（事前指導及び事後指導を含む）の履修，③2～3週間の「実習校での実務」（以下現場実習と言う）など，所定の要件を全て満たしてはじめて単位が認定されます。

現場実習の期間は，大学の授業は欠席を余儀なくされますし，特に社会人の学生は勤務先を長期にわたり欠勤せざるを得なくなります。また，就職活動や公務員採用試験，大学院入学試験の受験もできなくなります。この点を十分留意しておく必要があります。

(2) 教育実習の目的

現場実習は，公教育を実践的・多面的に学ぶことを目的とするもので，単に教師の仕事の“見習い訓練”ではありません。具体的には，生徒の教科の学習や教科外活動を支援する教師の役割を体験すること，若い世代の理解を踏まえた交流の在り方を模索すること，学校という社会的制度の維持運営の課題を認識することなどから構成されます。

また，この“現場実習”を通じて，教職課程履修者自らの，教師としての適性を判断したり，教職を志望してゆく上での課題をつかんだりすることも，極めて重要なことです。

(3) 教育実習の内容

教育実習は，教育職員免許状取得のための必修科目です。中学校教諭一種免許状のみを取得，又は，中学校及び高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合は5単位，高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は3単位の修得が必要です。

本学における教育実習の事前・事後指導は，「教育実習Ⅰ」と「教育実習ⅡA・ⅡB」の二つに分かれています。実習予定者は3年次秋学期から4年次の現場実習を経て事後指導まで，教職課程専任教員及び教職経験の豊富な兼任教員が担当するクラスで実習の指導を受けます。

① 「教育実習Ⅰ」（1単位）

3年次秋学期の授業です。教育実習の事前指導として，実習生としての心構えや，組織としての学校と教員の職務，生徒理解と指導上の留意点，教材研究や授業運営の指針などを学びます。

② 「教育実習ⅡA」（4単位）及び「教育実習ⅡB」（2単位）

実習直前の事前指導⇒実習校における現場実習⇒事後指導（まとめ）と進む授業です。

現場実習は，それぞれの実習校の方針に基づいた指導計画によって実施されます。指導教諭をはじめ教職員全体の指導のもとに，授業にとどまらず，学校教育全般についての理論や実践を学びます。実習生は，指導を受ける立場でありながら，同時に，教壇に立って生徒たちから「先生」と呼ばれるという，特殊な立場を経験します。

事後指導は，現場実習での様々な体験を整理・反省して，一まとまりの経験へと総括し，実習から得たものを確認するとともに，今後，取り組み続けるべき課題を明確に認識するために行うものです。大学における教育実習の授業の総仕上げにあたります。

(4) 教育実習の全体スケジュール及び諸手続き

教育実習の全体スケジュールについては，「教職課程履修プロセス」（p.12）を参照してください。

詳細なスケジュールについては、教育実習登録ガイダンスで説明します。

教育実習の履修にあたっては、学内・学外の諸手続きを確実に完遂することが必要です。特に、教育委員会及び実習校への教育実習の依頼の手続きについて、大学の作成する書類が必要となる場合があります。その場合、大学は実習生からの連絡が不可欠です。これらの手続きを怠ると、教育実習ができなくなります。

(5) 教育実習の登録

教育実習の希望者は、現場実習の前年の4月上旬に行われる「教育実習登録ガイダンス」に必ず出席し、実習登録の手続きを完了しなければなりません。なお、実習登録は、4年次に実習資格が生じることが確実である者に限ります。

(6) 実習校とその決定

実習校は、中学校、高等学校または中高一貫校（中等教育学校）のいずれかです。それらを次の3類型に分けて、実習受入れの依頼と決定の手順を説明します。

(A) 自己開拓・母校実習<東京都内公立校及び明治大学付属校を除く>

国立大学付属校や他大学付属校を含む公立学校及び私立学校で教育実習を行う方を対象とします。

3年次の早い時期に出身校を訪問し、翌年の教育実習受入れの“内諾交渉”に入ります。本学では、3年次秋学期に、内諾を踏まえて、さらに実習に赴く決意を固めた上での最終的な「承諾書」を得るための実習予定校への挨拶を義務付けています。

実習生の受入れは、それぞれの中学校及び高等学校にとっては大きな負担になります。その点を十分考慮し、交渉にあたっては謙虚な態度で臨まなければなりません。受入れにあたって決定（内定）した実習の時期・期間などを自分の都合で変更することは、理由のいかんを問わず認められません。

(B-1) 都内公立学校実習<都立高校や都内の区立中学および都下の市町村立中学>

都内公立学校の卒業生が対象となります。詳細については、ガイダンス及び掲示でお知らせします。

(B-2) 付属校実習<明大明治・明大中野・明大中野八王子>

明大付属校の卒業生が対象となります。詳細については、ガイダンス及び掲示でお知らせします。

- ※ いずれの類型の実習校であっても、実習校が確定してからの実習辞退は固く禁じます。
- ※ 帰国子女など実習校の確保が困難な学生については、教育実習担当教職員が実習校確保の方法等について個別に指導します。

(7) 実習時期

実習時期は、実習校の決定によりますが、5月上旬から7月中旬に設定されるケースがほとんどで、特に6月に集中する傾向があります。一方で少数ながら8月以降に実習を設定する学校もあります。

(8) 実習期間

① 中学校教諭一種免許状取得には、「教育実習5単位」が必要です。そのためには、教職課程で開設している「教育実習Ⅰ」及び「教育実習ⅡA」の修得が必要です。「教育実習ⅡA」を修得するためには3週間の現場実習が必要です。現場実習が3週間確保できれば、実習校は高校でも問題ありません。(実習校によっては4週間の現場実習を課すところもあります。)

※ 中学校で3週間の現場実習を行い、「教育実習5単位」を修得すれば、同時に高等学校教諭一種免許状取得に必要な「教育実習3単位」を満たすことになります。

※ 実習校によっては、2週間しか現場実習を認めない学校もあります。その場合、「教育実習3単位」しか修得できず、中学校教諭一種免許状を取得できません。中学校教諭一種免許状の取得を強く希望する者は、3週間の現場実習を認めてくれる実習校を探す必要があります。

② 高等学校教諭一種免許状取得には、「教育実習3単位」が必要です。そのためには、教職課程で開設している「教育実習Ⅰ」及び「教育実習ⅡB」の修得が必要です。「教育実習ⅡB」を修得するためには現場実習が2週間必要です。実習校は中学校でもかまいません。

※ 高等学校教諭一種免許状のみ取得希望者についても、実習校で3週間の現場実習が認められる場合は、「教育実習ⅡA」を取得することを勧めます。教育実習を5単位修得しておくこと、卒業後、中学校教諭一種免許状を取得する際、教育実習の不足単位数を修得する必要はありません。

③ 中高一貫校では、実習期間中に、併設の中学と高校の両方で授業を担当する場合があります。

④ 実習校によっては、実習期間を分割して実施する場合があります。その場合は資格課程事務室の窓口にご相談に来てください。

(9) 実習教科

実習教科は、原則として実習生の取得見込みの免許教科となりますが、まれに実習校の指示により、「地理歴史」免許の取得を目指す者が「公民」の授業を担当することがあります。その場合も大学における教育実習の単位の修得に問題はありません。

(10) 「教育実習ⅡA・ⅡB」の履修前提条件

「教育実習ⅡA・ⅡB」を履修するためには、前年度までに「教育実習Ⅰ」(1単位)及び「教科教育法(授業デザイン論を含む)」の4単位を含め「教職に関する科目」を19単位以上修得し、かつ、教職課程全体の履修を計画的・意欲的に進めていると認められることが必要です。

(11) 教育実習生の心得

教育実習は、これまで説明してきたように特殊で極めて重要な科目であるだけでなく、大学外の実習校や教育委員会との対外的な関係が重要であり、実習校の生徒に与える影響も大きい点に十分に留

意する必要があります。

さらに、実習校では、他大学からの実習生との比較で、明治大学の学生として評価されることも、しっかり心得ておく必要があります。

(12) その他

- ① 大学で実施する健康診断を必ず受診してください。また、麻疹の抗体検査を受検し、抗体のない場合は必ずワクチン接種を受けてください。
- ② 教育実習中の欠席は認められません。体調を整え、万全な準備をして教育実習に臨んでください。
- ③ 「教育実習ⅡA・ⅡB」は通年科目であるため、春学期に実習を終えた場合でも、成績発表は年度末になります。「教育実習ⅡA・ⅡB」を履修している年度内に、休学・除籍・退学となった場合は、単位の修得はできません。

6. 教職実践演習

(1) はじめに

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）」が2008（平成20）年11月12日に公布され、2009（平成21）年4月1日から施行されました。

この改正省令によって、2010（平成22）年度入学生から、新たに「**教職実践演習（中・高）**」が必修科目となりました（「教職に関する科目」）。

(2) 教職実践演習の趣旨（目的）

教職課程での学習に加えて、教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され形成されたかについて、最終的に確認することを目的としています。

(3) 「教職実践演習（中・高）」の内容

原則として、「教育実習ⅡA・ⅡB」の履修クラスを基に授業を行います。

各人の学校実習での経験をふまえ、学習指導案に基づいた模擬授業を行って学生同士が相互評価をしたり、教職において重要な事柄（実習で課題として気づいた生徒指導についての問題など）についてグループディスカッションを行い、その結果を授業中に発表したりするなど、演習を中心とした内容になります。

(4) 「教職実践演習（中・高）」の時期及び前提条件

4年次の秋学期に履修します。履修の前提条件として、「教育実習Ⅰ」を修得し、「教育実習ⅡA」又は「教育実習ⅡB」を修得又は履修している必要があります。

4年次秋学期に、「教職に関する科目」の必修科目として履修しなければならないということを念頭において4年間（1年次から履修の場合）の履修計画を立ててください。

(5) 履修カルテについて【重要】

4月の新規ガイダンス時に説明があった通り、4年次秋学期の「教職実践演習（中・高）」の授業に向けて、教職課程履修開始からの学習の記録（履修カルテ）を作成して準備する必要があります。履修カルテは、各人の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うために必要となります。履修カルテは「教育実習Ⅰ」及び「教職実践演習（中・高）」の授業開始時に授業担当教員に提出するほか、「教職実践演習（中・高）」の評価の対象となります。

履修カルテの作成の仕方については、『資格課程シラバス』を参照してください。

(6) その他

編入生及び科目等履修生等については、改正省令の附則（経過措置）により、履修する科目が異なる場合があります。資格課程の履修相談日等を利用し、各自の履修する科目を必ず確認してください。

7. 介護等体験

(1) はじめに

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得するために必要な介護等体験に関する法律が、1997年6月18日に公布され、1998年4月1日から施行されました。法律の正式名称は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」です。略して「介護等体験特例法」といいます。

(2) 「介護等体験特例法」の趣旨（目的）

この制度の趣旨は、義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期するため、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をすることです。そして、これらの体験を通じて、他人の心の痛みを理解すると同時に、人間は一人ひとりが違った能力や個性をもっていることを知ることを目的としています。

『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(3) 介護等体験の内容

① 介護等体験の対象者

中学校教諭一種免許状取得を希望する者は、介護等体験を行わなければなりません。

② 体験の内容

介護等体験の日数は7日間です。内訳は社会福祉施設（高齢者施設、障害者施設等）で5日間、特別支援学校（養護学校）で2日間となっています。

具体的な体験内容は、体験受入先に一任されています。一般的には、介護、介助の補助のほか、高齢者や障害者との交流等の体験、児童・生徒に対する教育の補助、社会福祉施設や学校の行事への参加、受入施設の教職員の業務の補助など、幅広い内容が想定されています。

③ 体験の時期

体験は1年間を通じて行われています。いつ体験するかは、体験受入先が決定します。体験者本人が体験時期を希望することはできません。ただし、定期試験、教育実習等の正当な理由があり、かつ、所定の日（ガイダンスで説明）に届出があった場合に限り、一定の範囲内で考慮されます。

④ 体験ができる学年

2年生以降に体験することができます。体験は4年生でも可能ですが、教育実習、就職活動、卒業論文作成等で忙しくなると思われるので、できるだけ3年生までに体験を終了することを勧めます。

⑤ 介護等体験を行ったことの証明書【重要】

ア 介護等体験を終了すると、各体験受入先が体験者に「証明書」を交付します。

イ この証明書は、中学校教諭一種免許状を取得するのに、必須の書類です。免許の申請をするまで体験者本人が保管することになるので、紛失したり、汚損したりしないよう、十分に注意してください。

ウ 証明書を紛失等をした場合、必ずしも再交付されるとは限りません。再交付の取扱いをしていない体験先もあります。その場合、介護等体験を再度、行うことが必要になります。

⑥ 授業の欠席

介護等体験の際は大学の授業を欠席することになります。体験日前に履修科目の教員に、欠席理由、欠席日等を申告しておいてください。体験終了後、資格課程事務室で「介護等体験参加証明書」を交付します。なお、欠席に対して特別な配慮を行うか否かは、各授業担当教員の判断に委ねられています。

⑦ 介護等体験のスケジュール

学内手続き等については、教職課程履修プロセス（p.12）を参考にしてください。

（日程については今後変更することがありますので掲示等に注意してください。）

(4) 介護等体験を行うための条件

① 前提科目の単位を修得すること

介護等体験を行う前年度までに、前提科目である「特別支援教育概論」（履修開始年次：1年）及び「福祉と社会教育」（履修開始年次：2年）のうち、いずれか1科目を修得していなければなりません。従って、2年生で介護等体験を行うためには、1年次で「特別支援教育概論」を修得しておく必要があります。

② 「介護等体験登録ガイダンス」に出席すること

体験前年度に開催される「介護等体験登録ガイダンス」に、必ず出席しなければなりません。体験費用の納入、介護等体験学生原票提出等、その後の各種手続きの日程についてはこのガイダンスで説明します。なお、「介護等体験登録ガイダンス」に出席するためには、教職課程の登録を完了していることが必要です。

③ 体験費用を納入すること

体験に際し、体験費用の納入が必要です（2016年度 東京都：10,260円、神奈川県：10,285円。金額は変更されることがあります）。なお、体験者本人の都合で介護等体験を取り止める場合、体験費用は原則返還されません。

④ テキストを購入すること

指定されたテキストを購入し、体験を行う前に必ず読んでください。テキストの購入方法等については、「介護等体験登録ガイダンス」において説明します。

⑤ 麻疹の抗体価検査を受けること

特別支援学校（養護学校）で体験を行う場合、麻疹の抗体検査結果の提出を求められる場合があります。検査の結果が出るまでかなりの日数を要しますので、余裕をもって検査を受け、指定日までに書類を提出してください。

⑥ 「事前指導」に出席すること

介護等体験にあたり必要な知識について講義を行います。また、介護等体験への参加に際しての注意事項、連絡事項について説明しますので必ず出席してください。

⑦ 健康診断を受けること

介護等体験をする学生は必ず4月に実施される大学の定期健康診断を受けてください。また、体験受入先によっては健康診断書を提出する必要があります。

⑧ 細菌検査（検便）を受けること

体験受入先によって異なりますが、社会福祉施設で体験を行う場合、健康診断書と細菌検査報告書の提出を求められます。

※ 必要な検査については別途指示しますので、その指示に従ってください。

(5) 介護等体験にあたり注意すること【重要】

体験に際しては、体験受入先の指示に従い、積極的に行動することが求められます。

大学及び体験先の教職員の指示に従わない場合や協調性に欠ける言動が見られる場合、無断欠席、遅刻、怠惰な振舞い及び健康診断書等の未提出などにより体験受入先に迷惑を与えた場合は、当該年度の介護等体験を中止することや、次年度以降の介護等体験を禁止する措置をとることもありますので、十分注意してください。

また、大学で実施するガイダンス及び事前指導に欠席した者、提出書類を所定の期限内に提出できない者については、介護等体験を行うことができません。

(6) 介護等体験が免除される者

以下の者は、介護等体験が免除できる旨、法令上定められています。該当する者は、証明するものを持参の上、資格課程事務室に申し出てください。

- ① 保健師の免許を受けている者
- ② 助産師の免許を受けている者
- ③ 看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 特別支援学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者
- ⑪ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者

Ⅳ. 大学院生の免許状取得について

本学大学院の研究科・専攻に、「本学で取得できる教育職員免許状」(p.9)のとおり、中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状の課程が置かれています。

1. 専修免許状の取得について

専修免許状を取得するためには、次の3つの要件を満たすことが必要です。

① **基礎資格（修士の学位）を取得すること。**

博士前期課程に1年以上在学し、所属研究科専攻分野の専門教育科目30単位以上を修得した者も、基礎資格を得たものとみなされます。

② **取得したい専修免許状と同一の教科かつ同一の学校種別の一種免許状を取得していること。**

免許状を取得していなくても、所定の単位を修得していれば、同様の扱いになります。

③ **専修免許状の取得要件科目を24単位以上修得すること。**

所属する研究科・専攻の取得要件科目から、24単位以上を修得してください。(pp.146~173参照)

2. 一種免許状の取得について

大学院に在学しながら、科目等履修生として学部に設置されている科目を履修することによって、一種免許状を取得することができます。ただし、この場合、大学院の指導教員の許可を得たうえで、4月上旬（授業開始前）に開催される資格課程主催の教職課程ガイダンスに出席することが必要です。

ガイダンスについては、資格課程の掲示板でお知らせします。科目等履修生になることを希望する者は、3月末までに資格課程の掲示板でガイダンスの日時・場所等を確認しておいてください。

3. 履修手続きについて

大学院に在学しながら、教員免許状（専修免許状及び一種免許状）を取得しようとする者は、4月上旬（授業開始前）に行われる教職課程ガイダンスに必ず出席してください。このガイダンスに出席しなかった者は、当該年度、教職課程を履修することができません。なお、履修登録に必要な書類等の説明は、ガイダンスで行います。

4. 免許状の一括申請について

免許状の申請手続きは学部生の取り扱いと同様です。(p.31参照)

なお、一種免許状については、学士の学位を有すること（学部を卒業すること）が、申請の基礎資格になっているので、取得要件を満たした時点で「個人申請」することも可能です。

5. 他大学大学院において修得した単位について

「大学院特別聴講制度(単位互換制度)」及び「首都大学院コンソーシアム」において修得した単位、並びに他大学院において修得した単位を本学大学院で認定した単位については、専修免許状の単位に使用できません。

所属する研究科・専攻において定められた専修免許状の取得要件科目を24単位以上修得してください。

6. 大学院の授業科目を学部在学中に先取り履修した場合について

- ① 大学院の授業科目を学部在学中に先取り履修した単位のうち、専修免許状の取得要件として使用できる単位の上限は10単位です。
- ② 先取り履修した単位を専修免許状の取得要件として使用する場合は、一括申請の対象外となり、個人申請をする必要があります。(p.32参照)
- ③ 専修免許状の取得を希望する場合は、大学院(博士前期課程)に進学した初年度の4月上旬に実施される資格課程ガイダンス(専修免許状ガイダンス)に必ず出席し、先取り履修した単位を免許状取得の要件に使用することを申し出てください。

V. 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、教育職員免許法にしたがって、都道府県の教育委員会（免許状授与権者という）に申請することにより授与され、いずれの教育委員会から交付される免許状も全国共通で使用できます。免許状の申請には「一括申請」と「個人申請」があります。

一括申請

一括申請とは、大学が当該年度（申請年度）の免許状取得見込者を取りまとめて、駿河台・和泉・中野キャンパス在籍者は東京都教育委員会へ、生田キャンパス在籍者は神奈川県教育委員会へ免許状授与の申請をすることです。

1. 一括申請の資格（次の①～③のすべての要件を満たすことが必要）

- ① 4年生、大学院生及び科目等履修生で、当該年度中に申請教科の免許状の所定の単位を修得することが見込まれる者（中学校教諭の免許状を申請する場合、介護等体験の証明書も必要）
- ② 当該年度末に4年生は「卒業」が、大学院生、科目等履修生は「修了」が見込まれる者
- ③ 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに抵触しない者

教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定（概要）

- 3号 成年被後見人又は被保佐人
- 4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は、これに加入した者

※ 上記①～③に該当する場合であっても、教育委員会において単位の修得方法等を検討し、一括申請の対象外と判断された者は、個人申請で免許状を取得することになります。また、既に教員として勤務する者は、勤務する学校の所在地によって手続きが異なりますので事務室に申し出てください。

2. 一括申請の手続き

次の一括申請の手続きを怠った者は、卒業時に免許状が交付されません。この場合、教員採用が内定している者も4月以降教員として就任することができないことがあるので特に注意してください。なお、手続きの詳細な日程については資格課程の掲示板でお知らせします。

① 一括申請申込書の提出（4年次5月初旬）

免許状一括申請ガイダンスに出席し、免許状申請の基本となる教科、氏名、本籍等を登録します。

② 「授与申請内容」の確認（4年次10月中旬～下旬）

「授与申請内容」の確認及び手続きについてのガイダンスに出席し、免許状申請手数料の納入を行います。

3. 免許状の交付

所定の要件を満たした者で、一括申請の一連の手続きをすべて行った者には卒業式当日に教育職員免許状を交付します。

個人申請

免許状の一括申請の手続きをしなかった者及び一括申請の対象外となった者が、免許状を取得するには、個人申請の手続きによることとなります。

この場合、免許状の授与権者は、居住地の都道府県の教育委員会になります。^(注)

通常、4月以降の手続きとなり、申請から授与まで1カ月程度を要しますので、4月から教職に就く予定がある場合や、非常勤講師の募集に何時でも対応できるように備えておきたい場合には、一括申請の手続きをとっておくことを薦めます。

注：個人申請をする者で、国公立の学校の教員に内定した者は、当該学校の所在する都道府県の教育委員会に申請することになります。申請手続き等について説明しますので、資格課程事務室窓口に来てください。

VI. 一括申請による教育職員免許状取得者数一覧表

(2005年度～2014年度)

学 部 等		年 度										
		2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	2005	
一 部	法 学 部	14	10	15	10	13	19	13	15	15	19	
	商 学 部	24	12	15	10	13	10	18	30	25	30	
	政治経済学部	27	24	24	31	38	40	37	49	62	41	
	文 学 部	文	67	79	73	58	89	79	50	89	84	85
		史学地理	67	79	60	58	63	61	62	71	42	72
		心理社会	12	12	3	3	5	9	1	9	11	1
	理 工 学 部	57	67	64	64	66	46	65	61	68	69	
	農 学 部	44	53	34	45	53	40	34	37	35	41	
	経 営 学 部	9	8	11	15	14	9	18	22	14	13	
	情報コミュニケーション学部	10	22	18	15	6	22	16	32			
国際日本学部	24	29	29	16								
小 計	355	395	346	325	360	335	314	415	356	371		
二 部	法 学 部	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	
	商 学 部	0	0	0	0	0	0	0	0	12	11	
	政治経済学部	0	0	0	0	0	1	0	2	27	16	
	文 学 部	文	0	0	0	0	0	0	0	1	29	23
		史学地理	0	0	0	0	0	0	0	0	22	15
小 計	0	0	0	0	0	1	0	3	94	75		
大 学 院	36	35	30	30	36	33	42	74	41	45		
科目等履修生	9	10	12	14	15	9	14	16	13	21		
合 計	400	440	388	369	411	378	370	508	504	512		

※ 一括申請のみ。卒業後の個人申請は除く。

VII. 教員採用について

教員採用は、競争による試験ではなく、学力・人物・身体などに関して教員としての適性を審査する選考によるとされています。教職教養・専門教養・一般教養などの筆記試験、適性検査、論作文、面接（個人面接・集団面接）、及び実技（学習指導案の作成、模擬授業他）の試験などから構成され、このうち、最近は模擬授業や面接、ボランティアの活動歴が重視される傾向にあります。また、公立・私立を問わず、中学校と高等学校の双方の免許状を取得していること（取得予定を含む）が応募の条件とされる傾向があります。注意してください。

なお、教職課程では毎年教育委員会による教員採用選考説明会など、教員採用に関する各種の企画を実施しています。掲示に注意しておいてください。

公立学校の教員採用

① 正規採用

公立学校の採用選考は、都道府県と政令指定都市の教育委員会が行っています。出願から採用までのスケジュールは概ね以下のとおりです。2次試験の合格者は「採用候補者名簿」に登載され、教育委員会や学校長の面接を経て正式採用となります。「採用候補者名簿」の有効期限は原則1年間ですが、名簿登載後一定の年限について採用試験の一部が免除される場合があります。詳細については、募集要項をよく読んでおいてください。

出願から採用まで	
3月中旬～5月下旬	募集要項配布開始
3月中旬～6月中旬	出願受付
7月上旬～7月下旬	1次試験
7月下旬～9月上旬	1次試験合否通知
8月上旬～9月下旬	2次試験
9月中旬～10月下旬	2次試験合否通知（名簿登載）
1月下旬～3月上旬	市（区）町村教育委員会面接 校長面接 採用・赴任校決定

詳しい日程や試験の内容は教育委員会によって異なっており、年度による変更もあります。各自で教育委員会に最新の情報を問い合わせてください。また、出願の時期に教育実習を控えている人は、実習を行う前に出願を済ませるようにしてください。

* 教育委員会によっては、教育実習指導室、資格課程生田分室、資格課程支援室（中野）で募集要項を配布しています。

② 「期限付任用教員」

近年、「採用候補者名簿」にもれた受験者の中から、「期限付任用教員」を採用する教育委員会が増えています。「期限付任用教員」として学校に勤務した場合、翌年の採用試験の一部が免除される場合があります。募集要項をよく見てください。

③ 臨時・非常勤採用

教育委員会によって採用の手順や条件が異なるので、教育委員会に直接問い合わせてください。

私立学校の教員採用

私立学校は、各学校の理念や教育目標に基づいて特色ある教育を実践しています。そのため、学校の校風や沿革、カリキュラム、あるいは勤務条件、勤務地などについて、事前によく調べておく必要があります。各学校のホームページをくまなく見ておくとい良いでしょう。

① 私学教員適性検査

原則として私立学校は学校ごとに独自の採用をしていますが、私学協会の実施する「私学教員適性検査」の結果にもとづいて教員採用候補者を選ぶ学校もあります。適性検査の実施スケジュールはおおよそ次のとおりです。検査結果が出た後、各学校から個別に採用試験のスケジュールや内容について連絡を受け、試験に臨むことになります。

出願から採用まで	
5月下旬～	要項配布開始
6月中旬～7月下旬	出願期間
8月下旬	検査日
9月中旬	検査結果の通知

適性検査の日程や内容は様々なので、詳細については各私学協会に確認してください。2015年度現在私学適性検査を実施している私学協会等は、次のとおりです。

都 県	団 体 名	電 話 番 号
群 馬 県	群馬県私立中学高等学校協会	027-255-6871
東 京 都	東京私立中学高等学校協会	03-3263-0541
静 岡 県	静岡県私学協会	054-254-8208
愛 知 県	愛知県私学協会	052-957-1390
兵 庫 県	兵庫県私立中学高等学校連合会	078-331-6621
広 島 県	広島県私立中学高等学校協会	082-241-2805
福 岡 県	福岡県私学協会	092-713-7281
長 崎 県	長崎県私立中学高等学校協会	095-821-0211

◆ 東京私立中学高等学校協会の場合（平成28年度 私学教員適性検査実施要項より抜粋）

○受検資格

- ・高等学校教諭免許状（国語・地歴・公民・数学・理科・英語・家庭）を取得済みの人、及び平成28年4月1日までに同免許状を取得する見込みの人。
- ・年齢制限はありません。
- ・中学校教諭免許状のみを有する人（または取得見込みの人）は、受検できません。

○検査内容

- (1) 専門教科・科目（80分）
国語・世界史・日本史・地理・政治経済・数学・物理・化学・生物・英語・家庭
（上記11科目より免許状に合致する1科目選択）
- (2) 教職教養（50分）

○検査の結果

- ・本検査は、採用試験ではありませんので、合格・不合格の判定は行わず、「専門教科・科目」・

「教職教養」の各々について「ABCD」4段階の評定をします。この評定が検査結果となります。なお、国語につきましては、現代文・古文・漢文の分野別評定を記します。

- ・全受検者の評定を記載した「受検者名簿」を作成し、都内の私立中学高等学校長にお渡しします。なお、他県私立から閲覧の希望があった場合は、「他県私立でも可」に印を付けた受検者を集めた名簿を提供いたします。

○採用（試験）の状況

- ・東京都内私立中学校高等学校は246校あり、昨年度採用された者のうち、適性検査を受けたことのある人は、700名を超えております。

② 履歴書受付

都道府県によっては、私学協会等で教員志願者の履歴書を受け付け、教員を募集する学校に提供しているところがあります。「履歴書委託制度」「登録制度」「教員委託制度」などと呼ばれています。

* 2015年度現在「履歴書受付」を行っている私学協会等は、次のとおりです。

都道府県	団 体 名	電 話 番 号
北 海 道	北海道私立中学高等学校協会	011-241-6651
山 形 県	山形私立中学高等学校協会	023-641-2323
茨 城 県	茨城県私学協会	029-226-1224
栃 木 県	栃木県私立中学高等学校連合会	028-648-1811
埼 玉 県	(社)埼玉県私立中学高等学校協会	048-863-2110
千 葉 県	(社)千葉県私立中学高等学校協会	043-241-7382
東 京 都	(財)東京私立中学高等学校協会	03-3263-0541
神奈川県	(財)神奈川県私立中学高等学校協会	045-321-1901
福 井 県	福井県私立中学高等学校協会	0776-27-3080
新 潟 県	新潟県私立中学高等学校協会	025-250-6377
山 梨 県	山梨県私立中学高等学校連合会	055-232-4422
静 岡 県	静岡県私学協会	054-254-8208
滋 賀 県	滋賀県私立中学高等学校連合会	077-527-5366
京 都 府	京都府私立中学高等学校連合会	075-344-0385
大 阪 府	大阪私立中学校高等学校連合会	06-6352-4761
兵 庫 県	兵庫県私立中学高等学校連合会	078-331-6621
岡 山 県	岡山県私学協会	086-224-7481
広 島 県	広島県私立中学高等学校協会	082-241-2805
山 口 県	山口県私立中学高等学校協会	083-922-5256
鳥 取 県	(社)鳥取県私立学校協会	0857-29-4266
鹿 児 島 県	鹿児島県私立中学高等学校協会	099-812-8778

- ◆ 東京私立中学高等学校協会「履歴書依託制度」の場合（東京私立中学高等学校協会ホームページより抜粋）

履歴書依託制度は、私立中学高等学校における教職員採用に資するための制度である。

○ 依託可能な者

私立中学・高等学校の教職員を希望するもの。（ただし、教員の場合、高等学校免許非所持・非取得見込者、ならびに学校教育法第9条の欠格条項該当者は除く。）当協会で実施している私学教員適性検査実施教科（国語・数学・英語・物理・生物・化学・日本史・世界史・政経・地理・家庭）に関しては原則として受け付けません。但し、事情により適性検査を受検出来なかった場合に限り、10月～3月の間受け付けます。

* 中学校教諭免許状のみを有する者（または取得見込みの者）は、依託できません。

* 年齢制限はありません。

○ 依託有効期間

依託受付日から1年間（1年経過後は廃棄処分します。依託の継続を希望する場合は新しい書類を持参すること。）

○ 依託後の取り扱い

依託された情報を学校の閲覧に供します。その後は、学校と履歴書依託者との直接交渉となります。

③ 公募による採用

その他、公募によって教員を募集する私立学校も多数あります。募集要項が大学宛に送付される学校もありますので、各キャンパスの資格課程の掲示板で求人票を確認のうえ、募集要項を参照してください。

教員採用者数

2014年度（2015年3月）に一括申請で教員免許状を取得した者は400名いました。

そのうち、教員採用者数は、公立・私立の教諭・常勤講師・臨時的任用教員・非常勤講師を合わせて、101名でした。詳細については『明治大学教職課程年報』（毎年3月刊行）を参照してください。

教員採用試験準備講座

本学では毎年11月頃から約10ヶ月間「教員採用試験準備講座」を開設し、教員採用試験の基礎知識、一般教養および教職教養の出題傾向、論作文指導、模擬授業、面接指導等を行っています。現職経験豊かな教員や採用試験を突破した先輩の話聞く機会もあります。準備講座はリバティアカデミー事務局（駿河台アカデミーコモン11階）が取り扱っているので、申込方法やスケジュールについては、リバティアカデミーのホームページ（<http://academy.meiji.jp>）等で確認してください。

Ⅷ. 小学校教諭免許状の取得について

小学校教諭の普通免許状を取得するには、次の方法があります。

- ① 明治大学卒業後、小学校教員養成課程のある大学へ学士入学し、免許を取得する。
- ② 明治大学卒業後、小学校教員養成課程のある大学で科目等履修生になり、免許を取得する。
- ③ 小学校教員資格認定試験に合格して、免許を取得する。

◆ 小学校教員資格認定試験（文部科学省による平成27年度 試験案内より抜粋）

広く一般社会人から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めため、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身につけ、教員資格認定試験に合格した者には、教諭の普通免許状が与えられる道が開かれています。

小学校教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて小学校教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものです。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。

認定試験の受験資格は次のいずれかに該当する者です。

- ア. 大学（短期大学を含む。）に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得した者及び高等専門学校を卒業した者並びにこれらの者と同等の資格を有すると認められる者
 - イ. 高等学校を卒業した者その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、平成27年4月1日における年齢が満20歳以上の者
- 認定試験は、第1次試験及び第2次試験並びに指導の実践に関する事項に係る試験に分けて実施します。試験の内容は、次のとおり。

- (1) 第1次試験：教職に関する科目(I)、教職に関する科目(II)（全て筆記試験）
 - (2) 第2次試験：教科に関する科目（筆記試験）、教職に関する科目(III)（実技試験）、口述試験
 - (3) 指導の実践に関する事項に係る試験：授業観察、指導案等作成、討論等
- その他の詳細は、次の実施大学へ問い合わせること。

実施大学・担当係	所在地・電話番号
東京学芸大学 学務部教育企画課資格認定試験係	〒184-8501 小金井市貫井北町4-1-1 TEL 042-329-7193
横浜国立大学 教育人間科学部入試係	〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2 TEL 045-339-3261
静岡大学 教育学部学務係	〒422-8529 静岡市駿河区大谷836 TEL 054-238-4579
岡山大学 教育学系教務学生係	〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1 TEL 086-251-7602
熊本大学 教育学部事務ユニット教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-40-1 TEL 096-342-2522

※文部科学省は小学校教員資格認定試験を数年後に休止することを決定していますので、常に最新の情報を確認してください。

※採用試験を受けた後は、必ず教育実習指導室に報告に来てください。後輩の参考資料となるよう教員採用試験受験報告書の提出をお願いします。